

公益社団法人地域医療振興協会役員退職功労金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人地域医療振興協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）が退任したときに支給する退職功労金の支給に関し、必要な事項を定める。

(退職功労金の受給者)

第2条 退職功労金は、勤続満2年以上の役員が退職した場合に、理事会の議決を経て、その者（死亡により退任したときは、その遺族）に支給する。

(退職功労金の基準額)

第3条 退職功労金の額は、退任時におけるその者の年俸報酬（諸手当を除く。）の12分の1の金額に、役員としての勤続期間に応じ、別表に定める支給率を乗じて得た額を基準とする。

(退職功労金の増額)

第4条 役員が次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定により算定した額に100分の200以内を乗じて得た額とすることができる。

- (1) 在職中に死亡したとき
- (2) 施設の改廃、その他協会の都合により退任したとき
- (3) 施設の運営上功労があった者として、特に増額の必要が認められるとき

(退職功労金の減額等)

第5条 役員が次の各号の一に該当する場合においては、第3条の規定により算定した額を減額し、又は退職功労金を支給しないことができる。

- (1) 定款第19条の規程により役員を解任されたとき
- (2) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (3) 前各号に準ずる事由により自ら退任したとき

(勤続期間の計算)

第6条 退職功労金の基準額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、就任した月から起算して退職した月までとし、1年未満の端数は切り捨てる。

(端数処理)

第7条 退職功労金の計算の結果生じた100円未満の端数は切り捨てる。

(生命保険契約の締結)

第8条 協会は、退職功労金の支払に際し、一時的な資金負担を軽減するため役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

別表

役員退職功労金給付表

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
2	0.3	14	7.5
3	0.4	15	8.25
4	0.5	16	9.0
5	0.6	17	9.75
6	1.2	18	10.5
7	1.8	19	11.25
8	2.4	20	12.0
9	3.0	21	12.75
10	4.5	22	13.5
11	5.25	23	14.25
12	6.0	24以上	15.0
13	6.75		